

ニッセイ・インド中小型株式ファンド

追加型投信／海外／株式



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>



●委託会社の情報（2026年2月末現在）

委託会社名	ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金	100億円
設立年月日	1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額	10兆9,661億円

●商品分類等

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(中小型株)))	年1回	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ
<https://www.imaj.or.jp/> にてご確認ください。

- 本書により行う「ニッセイ・インド中小型株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月22日に関東財務局長に提出しており、2026年5月23日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額（便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます）については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（ファンド掲載名：インド中小株）および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの運用責任者はこちらです。

<https://www.nam.co.jp/fundinfo/nickkf/main.html>



ファンドの目的

投資対象とする外国投資信託証券を通じ、インドの株式等(DR(預託証券)を含みます)を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 インドの中小型株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長をめざします。

- 実質的な投資対象には、DR(預託証券)を含みます。DRとは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し海外で発行される証券をいい、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
- 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ※は行いません。

※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

2 中長期的な観点から、「MSCIインド・スモール・アンド・ミッドキャップ・インデックス(配当込み、円ベース)」を上回る投資成果の獲得をめざし運用を行います。

- MSCIインド・スモール・アンド・ミッドキャップ・インデックス(配当込み、円ベース)について

同指数は、MSCI Inc.が公表している指数であり、インド株式市場の中小型株により構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3 株式の実質的な運用は、インドの株式運用で豊富な経験と実績を有するニッポンライフ・インド・アセットマネジメントが行います。

- 当ファンドは、「ニッポン・インド・インベストメント・ユニット・トラストーニッポン・インド・スモール・アンド・ミッドキャップ・エクイティーズ・ファンド^{※1}」および「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ^{※2}方式で運用を行います。

※1 当該ファンドの名称は、2025年3月18日付で「RAMS・インベストメント・ユニット・トラストーニッポン・インド・スモール・アンド・ミッドキャップ・エクイティーズ・ポートフォリオ・ファンド」から変更されました(以下同じ)。なお、同ファンドの運用方針等に変更はございません。

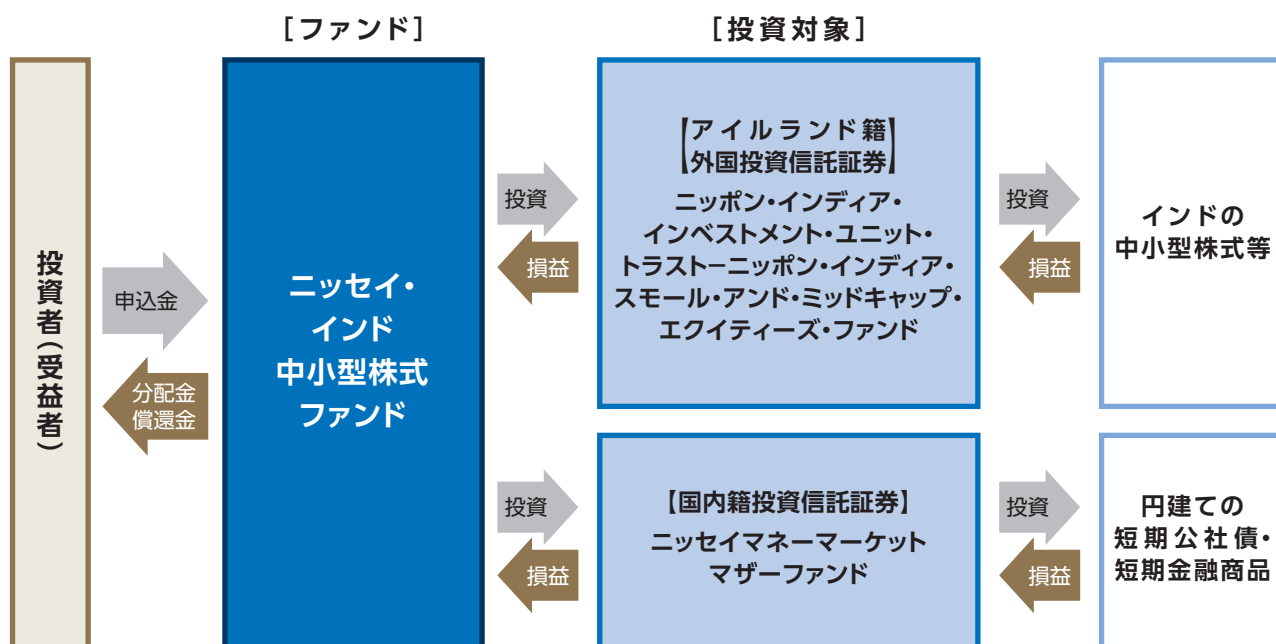
※2 ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。

- 「ニッポン・インド・インベストメント・ユニット・トラストーニッポン・インド・スモール・アンド・ミッドキャップ・エクイティーズ・ファンド」の組入比率は、原則として高位を保ちます。

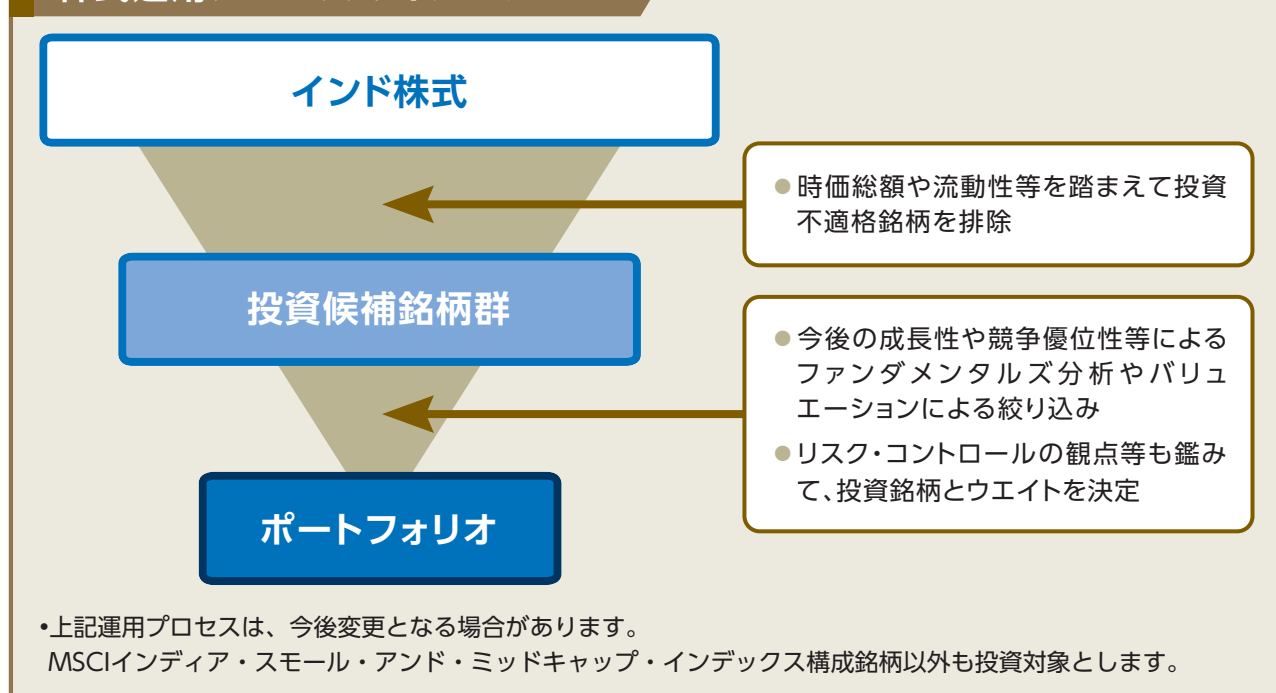
<ニッポンライフ・インド・アセットマネジメントの概要>

ニッポンライフ・インド・アセットマネジメントは日本生命保険相互会社の子会社であり、インドにおける最大級の資産運用会社として、インド株式・債券およびETFなどの投資信託等、さまざまな運用商品を提供しています。

ファンドの仕組み



株式運用プロセスのイメージ



1. ファンドの目的・特色

●投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

ニッポン・インディア・インベストメント・ユニット・トラスト・ニッポン・インディア・スモール・アンド・ミッドキャップ・エクイティーズ・ファンド※

※以下「外国投資信託証券」ということがあります。

形 態	アイルランド籍 外国投資信託(円建て) / オープン・エンド型
投 資 目 的	インドの株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることをめざします。
運 用 方 針	●主としてインドで設立された企業またはインドで事業を行う企業の中小型株式等に投資を行うことにより信託財産の成長をめざします。 ●MSCIインディア・スモール・アンド・ミッドキャップ・インデックス(配当込み、円ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る運用成果をめざします。 ●外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
主 な 投 資 制 限	●同一銘柄の株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 ●原則として、デリバティブ取引の利用は行いません。 ●一時的な資金借入れを行う場合の借入額は、純資産総額の10%以下とします。
運 用 報 酬	純資産総額に対し、年率0.86%程度 なお、年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。
そ の 他 の 費 用	信託財産に関する租税／組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査費用／法律関係の費用／外貨建資産の保管費用／借入金の利息 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
決 算 日	12月31日
運 用 会 社	NIPPON LIFE INDIA ASSET MANAGEMENT (SINGAPORE) PTE. LTD.
運 用 助 言 会 社	NIPPON LIFE INDIA ASSET MANAGEMENT LIMITED. (ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメント)
受 託 会 社	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A., DUBLIN BRANCH
管 理 会 社	NS PARTNERS EUROPE S.A.
管 理 事 務 代 行 会 社	APEX FUND SERVICES (IRELAND) LIMITED
保 管 会 社	MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A., DUBLIN BRANCH

・外国投資信託証券の運用会社である「NIPPON LIFE INDIA ASSET MANAGEMENT (SINGAPORE) PTE. LTD.」(ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメント シンガポール) および運用助言会社である「NIPPON LIFE INDIA ASSET MANAGEMENT LIMITED.」(ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメント) は、委託会社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)の利害関係人に該当します。委託会社は、受益者に対する忠実義務に十分留意しファンドを運用いたします。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

投 資 対 象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運 用 方 針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主 な 投 資 制 限	●株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ●外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
決 算 日	原則として、4・10月の各15日
委 託 会 社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社

●主な投資制限

投 資 信 託 証 券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への直接投資は行いません。
デ リ バ テ ィ ブ	デリバティブの直接利用は行いません。
株 式	株式への直接投資は行いません。

！ 上記は、当ファンド(ニッセイ・インド中小型株式ファンド)における投資制限です。当ファンドは、投資対象とする指定投資信託証券を通じて、実質的に外貨建ての株式への投資等を行います。

●収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

！ 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

●主な変動要因

株 式 投 資 リ ス ク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
為 替 変 動 リ ス ク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
カ ン ト リ ー リ ス ク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。
流 動 性 リ ス ク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。一般に中小型株は大型株と比較して、市場規模が小さく、取引量も少ないことから、流動性リスクは高い傾向にあります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○ファンドが投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。

○ファンドは、中小型株を実質的な投資対象とします。一般に中小型株は、流動性や需給動向などにより、投資対象国・地域の株式市場全体の値動きと比較して相対的に値動きが大きくなる傾向があります。

○インドの株式投資に関しては、以下の事項にご留意ください。

- ・金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生^{*}による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときは、ファンドの購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。

※金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等。

- ・ファンドが実質的な投資対象とするインドの金融商品取引所で取引されている株式は、インド特有の税制により課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者（ファンドが投資対象とする外国投資信託証券も含まれます）による株式の売却益に対しキャピタル・ゲイン税等が課されるため、ファンドの換金等により大量の株式売却が生じる場合には、税負担により基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。また、インドの株式には、外国機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。したがって、当該銘柄の保有比率の状況によっては、ファンドの運用に制約を受ける場合があります。なお、これらの税制・制度等は、将来、変更される場合があります。

○分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

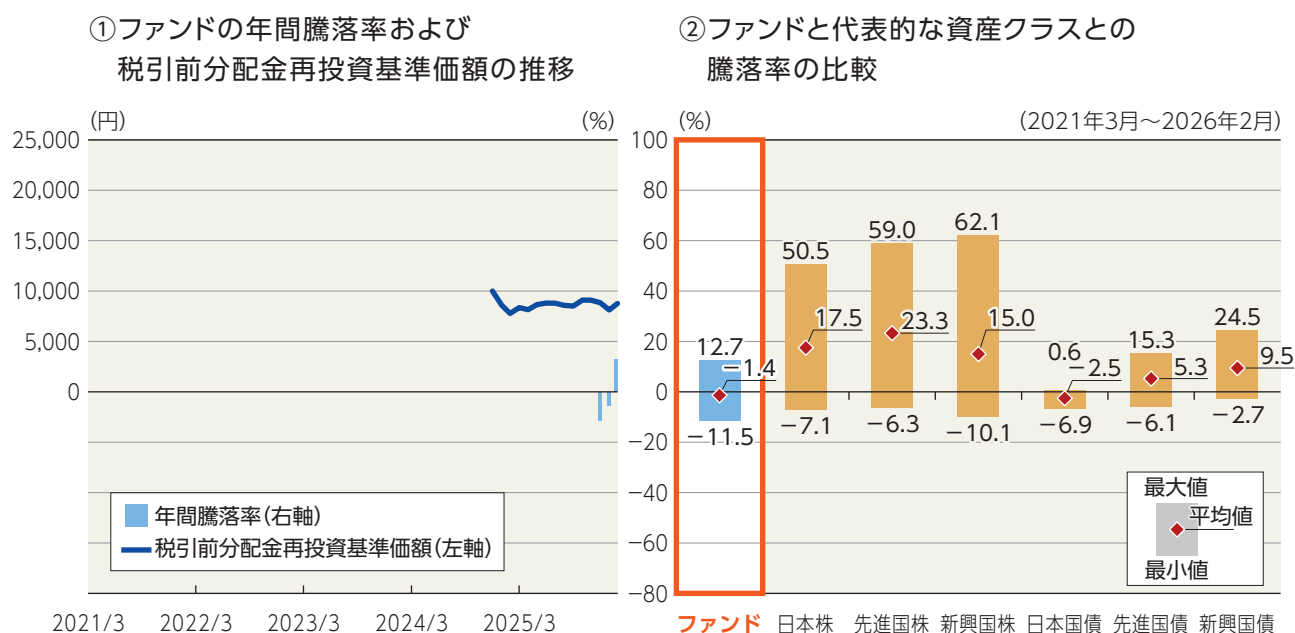
<投資対象ファンド(国内籍投資信託証券を除く)の信用リスク管理方法>

投資対象とする外国投資信託証券の運用会社等は、同証券において、欧州委員会が制定した指令(以下「UCITS指令」といいます)に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理しています。

同証券の運用会社等は、前記信用リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)においても当該運用会社等における信用リスクの管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

なお、UCITS指令に定める信用リスク管理方法においては、明示的な政府保証がないファニーメイおよびフレディマックについて投資比率制限の対象外となるなど、有価証券等ごとに一般社団法人資産運用業協会が定める投資比率制限と異なる制限が適用されている場合があります。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の年間騰落率のデータが5年分に満たないため、実在するデータのための記載となっています。したがって、**グラフ②においては、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なりますのでご注意ください。**

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

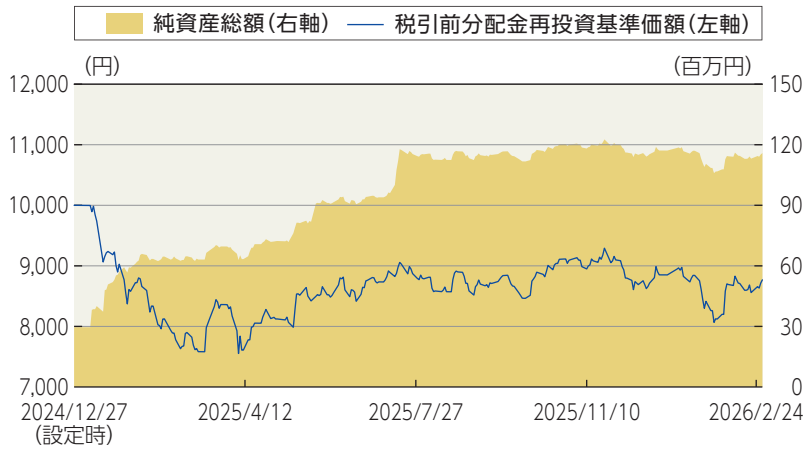
！前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

2026年2月末現在

●基準価額・純資産の推移

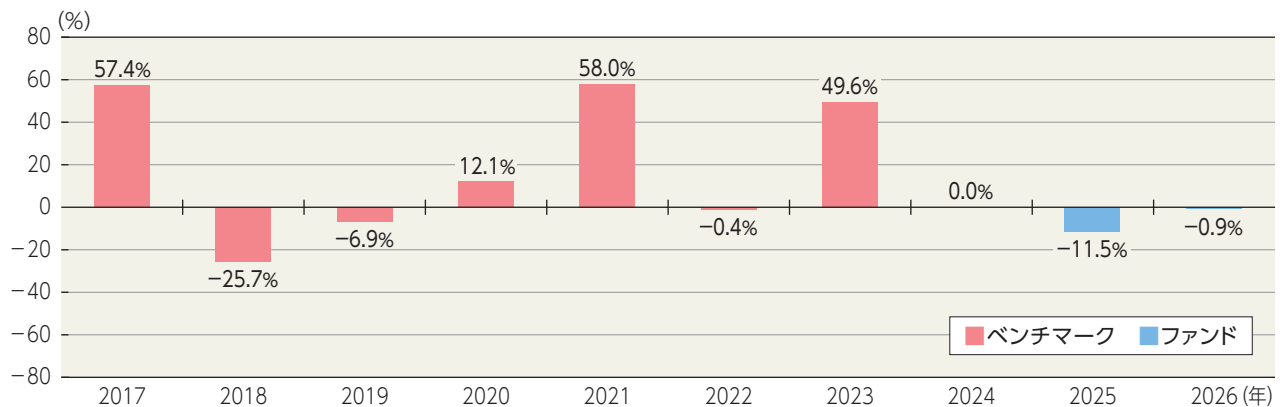


●分配の推移 1万口当り(税引前)

2025年 8 月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

- ・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

●年間収益率の推移



- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2024年はファンド設定時から年末まで、2026年は年始から上記作成基準日までの収益率です。
- ・2023年以前はベンチマークの収益率です。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

●組入比率

ニッポン・インディア・インベストメント・ユニット・トラストーニッポン・インディア・スモール・アンド・ミッドキャップ・エクイティーズ・ファンド	98.5%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.5%

- ・比率は対純資産総額比です。

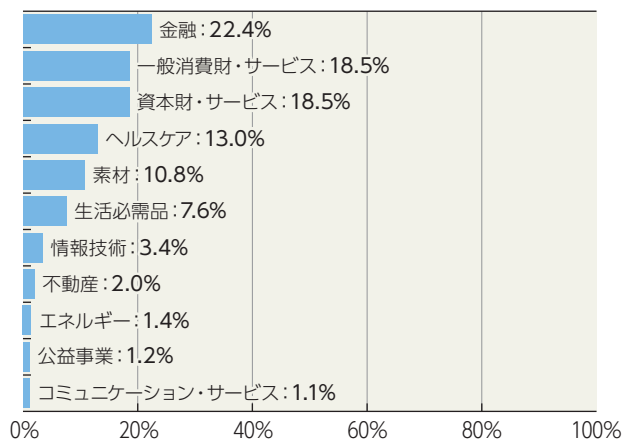
❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●投資対象ファンドにおける主要な資産の状況

ニッポン・インディア・インベストメント・ユニット・トラストーニッポン・インディア・スモール・アンド・ミッドキャップ・エクイティーズ・ファンド

「3.運用実績」における上記ファンドに関する記載は、同ファンドの運用会社であるニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントの資料(現地月末営業日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。

業種別比率



・比率は対組入株式等評価額比です。

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

●投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

ニッポン・インディア・インベストメント・ユニット・トラストーニッポン・インディア・スモール・アンド・ミッドキャップ・エクイティーズ・ファンド

	銘柄	業種	比率
1	ボルタス	資本財・サービス	2.4%
2	キルロスカ・オイル・エンジンズ	資本財・サービス	2.2%
3	アポロ・ホスピタルズ・エンタープライズ	ヘルスケア	2.1%
4	マックス・ファイナンシャル・サービスズ	金融	2.0%
5	HDFC Asset Management Co Ltd	金融	1.8%
6	Tube Investments of India Ltd	一般消費財・サービス	1.8%
7	インド・マルチ商品取引所	金融	1.8%
8	マックス・ヘルスケア・インスティテュート	ヘルスケア	1.7%
9	スプリーム・インダストリーズ	素材	1.7%
10	JKセメント	素材	1.7%

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

・比率は対組入株式等評価額比です。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

	銘柄	種別	比率
1	第1回 東京都公募公債(東京ソーシャルボンド(5年))	地方債	15.5%
2	令和3年度第6回 埼玉県公募公債(5年)	地方債	15.4%
3	平成28年度第4回 京都市公募公債	地方債	9.2%
4	第760回 東京都公募公債	地方債	8.9%
5	平成28年度第1回 静岡市公募公債	地方債	8.9%

・比率は対組入債券評価額比です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	インドの銀行、インドの金融商品取引所、アイルランドの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。 また、換金の申込みにおいて、換金代金のお支払い等に支障をきたすおそれがあるとして委託会社が定める日は、申込みの受け付けを行いません。
	購入の申込期間	2026年5月23日から2026年11月20日まで ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときは、購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込みの受け付けを取消することがあります。
決算・分配	決算日	8月23日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース：税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース：税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他	信託期間	2045年8月23日まで（設定日:2024年12月27日）
	繰上償還	・投資対象とする「ニッポン・インディア・インベストメント・ユニット・トラストーニッポン・インディア・スモール・アンド・ミッドキャップ・エクイティーズ・ファンド」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	2,500億円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。
	運用報告書	委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。	▶購入時手数料:購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率1.1275%(税抜1.025%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。		▶運用管理費用(信託報酬) ＝保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率(年率)	
		信託報酬率 (年率・税抜) の配分	支払先	年率	役務の内容
			委託会社	0.300%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価 (ファンドの運用において利用する指数の標章使用・データ利用料の負担を含む)
			販売会社	0.700%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.025%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価		
・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。					
	投資対象とする外国投資信託証券	年率0.86%程度 ●年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。	▶投資対象とする外国投資信託証券の運用・管理等にかかる信託報酬率		
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に 年率1.9875%(税込)程度 をかけた額となります。 ●上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。また、投資対象とする外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、その純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。	▶ファンドが投資対象とする指定投資信託証券を含め、投資者が実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)		

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎 日	監 査 費 用	ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	▶ 監査費用:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
随 時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。	▶ 売買委託手数料:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶ 信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶ 借入金の利息:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		換金(解約)時および償還時	
所得税 および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	所得税 および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。

・法人の場合は上記とは異なります。

・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

4. 手続・手数料等

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
2.43%	1.13%	1.30%

- ・対象期間:2024年12月27日～2025年8月25日
- ・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ・総経費率には、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
- ・投資対象ファンドの運用管理費用は、②その他費用の比率に含めています。また、投資対象ファンドの費用とファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、②その他費用の比率に含めています。
- ・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

Memo



ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)
かんたんガイド
https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに
基づいた見やすいデザインの文字を
採用しています。